

輸入牛のトレーサビリティ制度について

(輸入からと畜まで)

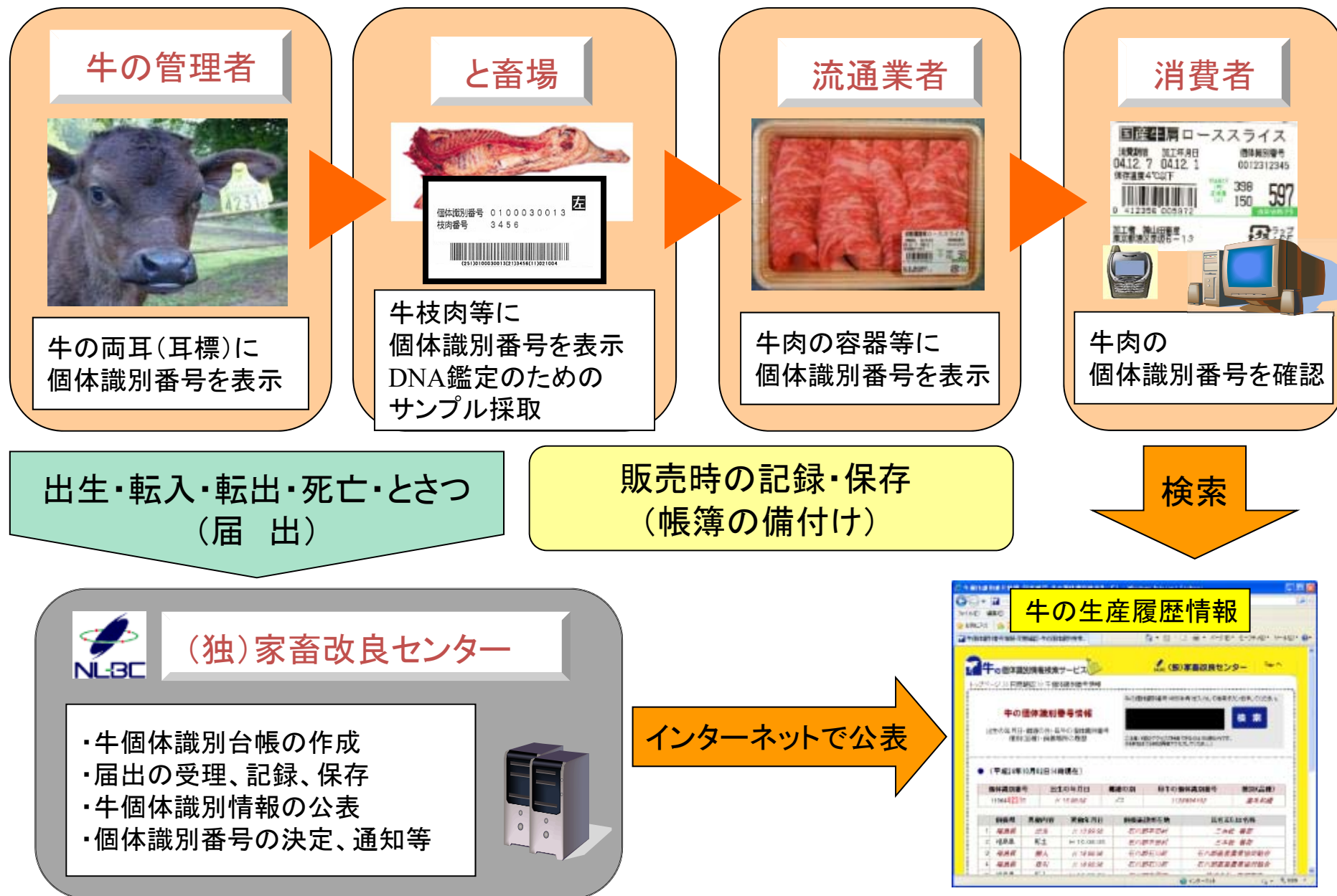
平成29年度 家畜輸出入に関するセミナー【2018.3.15】

独立行政法人家畜改良センター個体識別部

目次

1. 日本における牛トレーサビリティ制度の概要
2. 家畜改良センターの役割
3. 牛の個体識別台帳への記録
4. 輸入の届出
5. 個体識別番号の決定と耳標の装着
6. 情報の有効活用

1. 日本における牛トレーサビリティ制度の概要



個体識別耳標の規格

法令上の耳標の規格

- ア 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- イ 取り外した後、再び装着することができない構造であること
- ウ 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
- エ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

耳標の種類



オールフレックス社製(フランス)



ハプトナー社製(ドイツ)



ジータッグ社製(ニュージーランド)



エスジー工業製(日本)



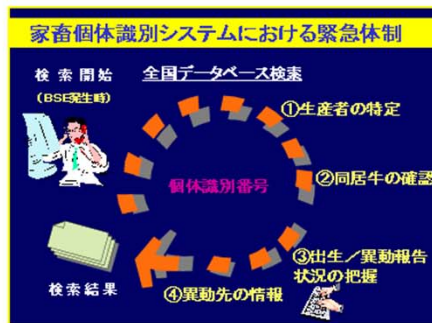
データマース社製(スイス)

2. 家畜改良センターの役割

インターネットでの履歴公表



農林水産省からの
緊急検索対応



牛個体識別台帳への
記録・保存

地方農政局等との連携



指導
立入
検査

牛の管理者、と畜者等
からの届出受理



公的機関、畜産団体等
への情報提供

平成〇〇年度 と畜牛の出生都道府県と飼養都道府県(産地)の関係

交雑種 (雄・雌)	最長飼養都道府県(産地)							総計
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	...	...	
出生都道府県	北海道	29,619	2,434	927	346	297		63,219
	青森県	85	1,686	467	33	20		2,518
	岩手県	909	726	2,635	377	178		6,484
	...							
	...							
総計		37,006	5,392	5,747	5,062	822		224,532

3. 牛の個体識別台帳への記録(届出手段)

- FAX
- CTI(電話音声応答システム)
- パソコン

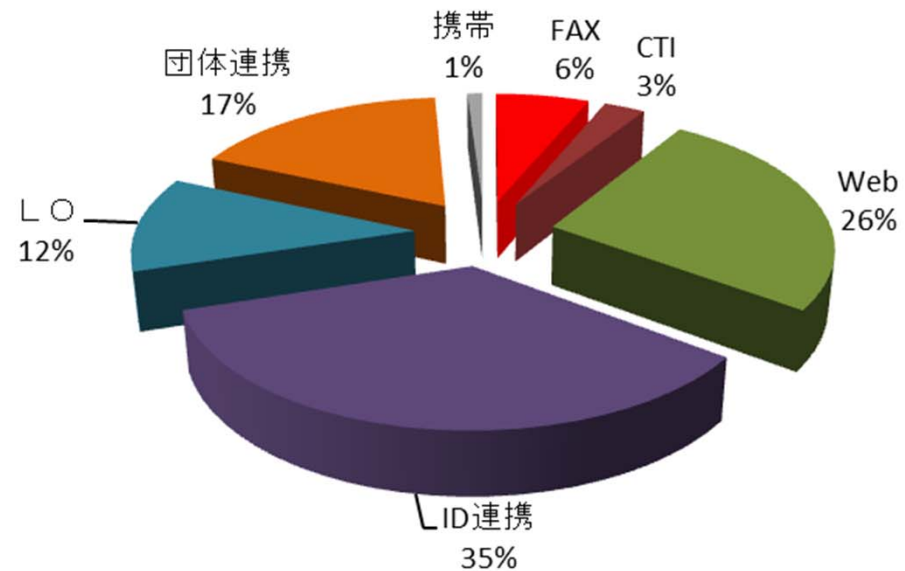
インターネット回線

(LO、届出Webシステム)

専用回線

- 携帯電話
(H30.6.30終了予定)

届出手段別の割合(H30. 1)



届出手段	対象者	主な仕組み	届出・申請の内容							
			当日登録	出生	輸入	転出・転入	死亡	とさつ	耳標再発行	修正
① 届出Webシステム※3	農家、農協、家畜市場、と畜場、農家、輸入者等	Webサイトから複数頭を(最大500頭)一括で届出	○	○	○	○	○	○	○	○
② パソコン報告システム	農家、農協等	Webサイトから届出	○	○	×	○	○	×	○	○
③ 携帯電話※4	農家	携帯電話用Webサイトから届出	○	○	×	○	○	×	○	×
④ 電話音声応答 (CTI)	農家	プッシュホンで届出	○	○	×	○	○	×	○	×
⑤ LO※3	農協、家畜市場、大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネット(メール)により複数頭を一括で届出	○※1	○	○	○	○	○	○	×
⑥ ID連携(イントラ報告)※3	と畜場、家畜市場、大規模農家等	専用ソフトとインターネット(VPN回線)により複数頭を一括で届出	○※1	○	×	○	○	○	○	×
⑦ FAX	農家、農協等	報告カードをFAXで送信して届出	×	○	○	○	○	○	×	×

※1 届出時刻によっては、登録が翌日になる場合があります。

※2 FAXによる届出は手作業で入力しているため、登録まで1週間程度かかります。FAX以外の届出手段のご利用をお勧めします。

※3 届出Web、LO、ID連携(イントラ報告)は、利用者(対象者)により、利用できる機能が異なります。

※4 スマートフォンの場合は、①の届出Webシステムをご利用ください。

注)②パソコン報告システム及び③携帯電話報告システムはそれぞれ、本年2月28日、6月30日に終了します。

4. 輸入の届出

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (抜粋)

(牛個体識別台帳の作成)

- 第三条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする。
 - 一 個体識別番号
 - 二 出生又は**輸入の年月日**
 - 三 雌雄の別
 - 四 **輸入された牛以外の牛については、母牛(当該牛を出産した雌の牛をいう。以下同じ。)**の個体識別番号
 - 五 **輸入された牛については、輸入した者(以下「輸入者」という。)**の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日

(出生及び**輸入の届出**)

- 第八条 略
- 2 **牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、輸入の年月日、雌雄の別、輸入者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。**

(耳標の装着)

- 第九条 農林水産大臣は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、これを当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。
- 2 牛の管理者又は**輸入者は、前項の規定による通知を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標(農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。)**を着けなければならない。
- (譲渡し等及び譲受け等の届出)
- 第十一条 牛の管理者又は**輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。**

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(抜粋)

(法第二条第一項の農林水産省令で定める牛) ←除外される牛 と畜場直行牛

第一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項の農林水産省令で定める牛は、次のとおりとする。

略

二 輸入された牛のうち、家畜防疫官(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)に規定する家畜防疫官をいう。以下この号において同じ。)が指定すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に規定すると畜場をいう。以下同じ。)に家畜防疫官が指定する方法及び経路に従って輸送され当該と畜場でとさつされる牛法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項)

(法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項) ←台帳への記録事項

第三条 法第三条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

略

三 輸入された牛については、輸入先の国名及び輸入者の連絡先

(法第六条の農林水産省令で定める事項) ←公表から除外される事項

第六条 法第六条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

略

四 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先(輸入の届出)

(輸入の届出)

第八条 法第八条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

略

2 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 牛の種別

二 輸入先の国名

(耳標の装着の方法)

第十条 牛の管理者又は輸入者は、法第九条第二項及び第三項の規定により耳標を着けるときは、個体識別番号が容易に判読できるように行わなければならない。

輸入者がしなければならないこと

- ・耳標の装着
- ・輸入の届出(届出項目) : **解放日以降、速やかに**
 - 個体識別番号
 - 輸入(入検)の年月日
 - 雌雄の別
 - 輸入先の国名
 - 輸入者の氏名又は名称、住所及び連絡先
 - 牛の種別
 - 飼養施設の所在地(各動検コード)
 - 譲り渡し先及びその年月日(解放・通関年月日)

※アンダーラインは、公表事項

なお、届出に対し、NLBCは輸入届出の完了についてお知らせしています。

輸入牛報告カード

・この報告カードは、輸入の届出と譲渡し等（転出）の届出を兼ねるものです。

輸入者の農家コードをご記入願います。

「動物検疫所コード」は、牛の個体識別情報検索サービスHPに掲載しております。
動物検疫所コード：<https://www.id.nlb.go.jp/data/code.html>

なお、動物検疫所コードをもって、飼養施設の所在地情報とします。

輸入牛に装着した耳標の番号(10桁)をご記入願います。

仕向先の農家コードをご記入願います。
なお、仕向先農家コードをもって、譲渡し等（転出）の相手先コードとします。

輸入牛の生年月日は任意です。
(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)において必須項目ではありません。)

輸入牛報告カード										報告先FAX電話番号 0248-48-0581													
輸入者コード		動物検疫所コード		No.		個体識別番号		仕向先農家コード		生年月日 (和暦の形)		入検年月日 (和暦の形)		解放年月日 (和暦の形)		輸入牛の状態		譲渡先		譲渡先農家コード		譲渡の別	
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

※「譲渡」欄は、下記から該当する数字をひとつ選び、空欄で記入下さい。
1. 売却(4桁) 2. シェアード(4桁) 3. 交雑種(両用種・乳用種) 4. 兼用種 5. 肉用種 6. 日本改良種 7. 無角種
8. 兼用種×肉用種 9. 肉用種×乳用種(8以外) 10. 両用種(4～10以外) 11. 両用種(1及び2以外)

入検年月日をご記入願います。
なお、入検年月日をもって輸入年月日とします。

解放年月日は、「輸入牛の状態」が「0. 輸入」の場合は解放年月日を記入し、「8. 返送」及び「9. 死亡」の場合はそれぞれの年月日を記入して下さい。
なお、解放年月日をもって譲渡し等（転出）の年月日とします。

輸入先の国コードを英大文字2文字で記入して下さい。
「国コード」は、農林水産省動物検疫所HPを参照して下さい。

該当する数字を○で囲みます。

http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/anipas_code.html

その他注意事項

- ・海外で耳標を装着し、輸送中に死亡した場合、届出は不要です。
- ・耳標を装着する前に動検内で死亡した場合、届出は不要です。
- ・耳標装着後に動検内で死亡した牛は、「輸入牛の状態」を「死亡」で報告してください。
- ・動検から解放され、譲り渡し先への輸送途中に死亡した場合は、譲り渡し先の管理者から「死亡」の届出を報告してください。
- ・生年月日→届出は任意ですが、記録されれば公表されます。

輸入牛の公表事項

輸入牛

牛の個体識別情報検索サービス (独)家畜改良センター

トップページ >> 同意確認 >> 牛の個体識別情報

牛の個体識別情報

出生の年月日・雌雄の別・母牛の個体識別番号
種別(品種)・飼養場所の履歴

牛の個体識別番号10桁(半角)を入力して検索ボタンを押してください。

検索

2018年02月23日 15時現在

個体識別番号	輸入年月日	雌雄の別	種別	輸入先の国名	出生の年月日
1432067296	2017.10.16	メス	ホルスタイン種	オーストラリア	2016.06.05

【異動情報】

異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
		都道府県	市区町村	
1 輸入	2017.10.16	大阪府	大阪市港区	動物検疫所 神戸支所大阪出張所 一突検疫場
2 転出	2017.11.01	大阪府	大阪市港区	動物検疫所 神戸支所大阪出張所 一突検疫場
3 転入	2017.11.01	岡山県		

対照表

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
西暦	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
和暦	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年

輸入牛以外

牛の個体識別情報検索サービス (独)家畜改良センター

トップページ >> 同意確認 >> 牛の個体識別情報

牛の個体識別情報

出生の年月日・雌雄の別・母牛の個体識別番号
種別(品種)・飼養場所の履歴

牛の個体識別番号10桁(半角)を入力して検索ボタンを押してください。

検索

2018年02月19日 18時現在

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
1484313525	2017.07.30	オス	1349055041	黒毛和種

【異動情報】

異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
		都道府県	市区町村	
1 出生	2017.07.30	福島県	西白河郡西郷村	(独)家畜改良センター本所芝原地区

対照表

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
西暦	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
和暦	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年

5. 個体識別番号の決定と耳標の装着

牛トレーサビリティ制度実施の手引き(生産・と畜段階)からの抜粋

本制度では、基本的に、改良センターが出生の届出を受けて決定・通知した個体識別番号の耳標を管理者が装着することになっています。このため、改良センターでは、牛の取り違えの予防等のためには出生後可能な限り早期に耳標を装着できるようにする必要があります。このため、ア)管理者ごとにおよそ1年間に必要となる個体識別番号を割り当て、イ)その個体識別番号が印字された耳標を事前に配布し、ウ)装着したとして届け出られた耳標の個体識別番号が、届出を行った管理者に割り当てたものであることを確認した上で出生の届出を受理し、エ)個体識別番号を決定・通知することとしています。(IV1参考3) 【P19】

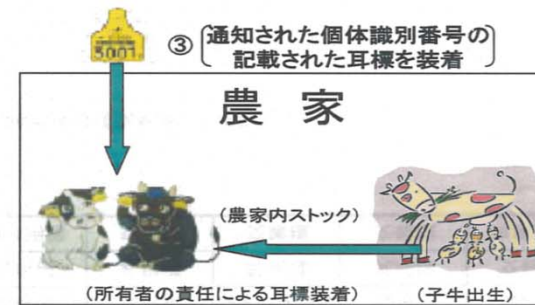
(参考3) 出生報告及び耳標装着の手順

基本的な仕組み

家畜改良
センター

① 出生年月日等の届出

② 届出牛の個体識別番号を通知



耳標を早期に装着するための現行の流れ

家畜改良
センター

どの農家・どの
農協へ何番の
耳標を配番・
送付したかにつ
いてデータ
管理。

① 指導・指示

家畜改良事業団

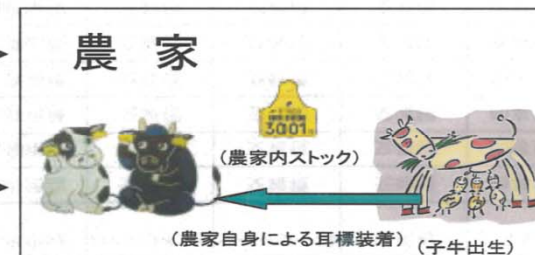
② 耳標の事前配布

③ 耳標番号・出生年月日等を届出

④ 届出牛の個体識別番号を通知

通知について

- ・電話報告 → 出生報告の際に個体識別番号を通知
- ・PC報告 → 出生報告を受けDBIに入力後、NLBCからメールで個体識別番号を通知
- ・FAX報告 → 出生報告を受けDBIに入力後、NLBCから直接FAXで個体識別番号を返信通知

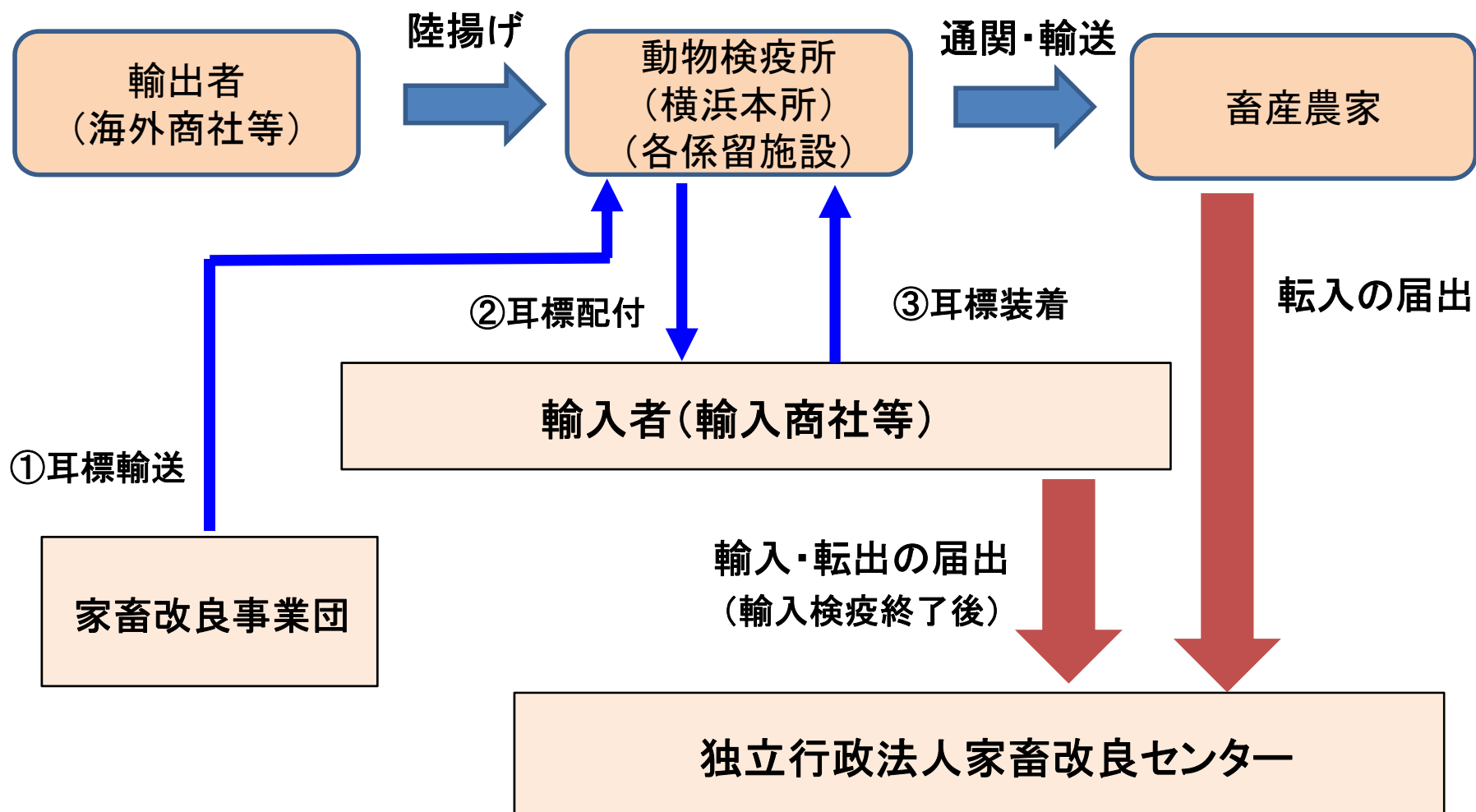


〔 ③、④はほぼ同時 〕

輸入の届出ー I

(動物検疫所で耳標が装着される場合)

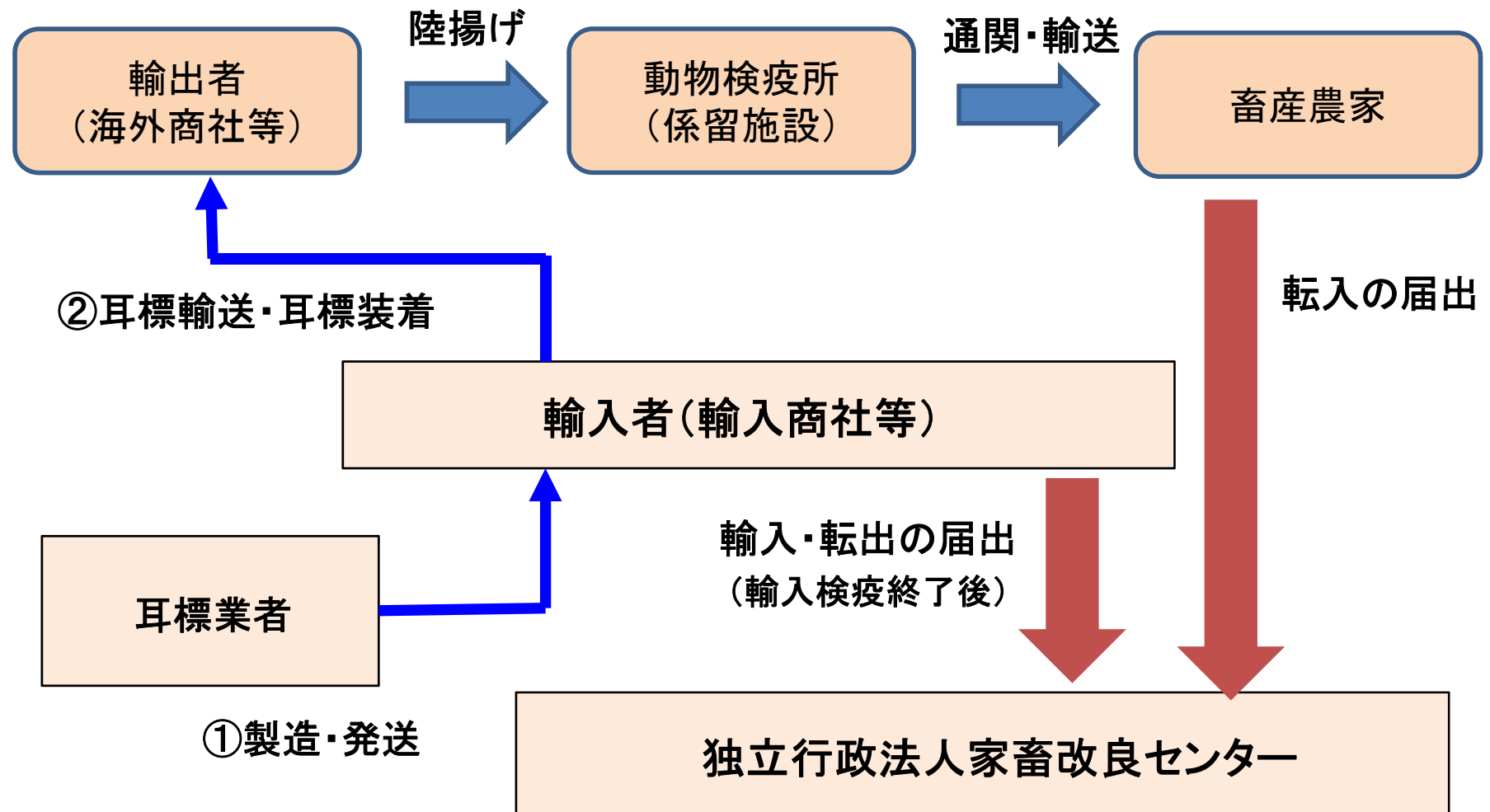
→ 耳標の流れ



輸入の届出Ⅱ

(海外で耳標が装着される場合)

→ 耳標の流れ



【耳標の送付・装着】

輸入牛に装着する耳標は、輸入の届出－Ⅰ及びⅡの送付パターンがあります。

送付する段階で、輸入届出を行う輸入者が決定していないことから、Ⅰのように、動物検疫所内で装着される耳標は、耳標の所有者(所属団体)を動物検疫所本所(以下「動検」)とし、係留地である各動物検疫所に送付。

また、Ⅱのように、海外で装着する耳標は、耳標の所有者(所属団体)を(一社)日本家畜輸出入協議会(以下「JLTA」)とし、海外の輸入者に送付しています。

このように、耳標は予め所有者を決めて送付していることから、所属団体をJLTAとする輸入者様(海外で耳標を装着する牛を取り扱う者)が、入検後の輸入牛に動検に送付された耳標装着し、そのID番号で輸入届出を行うと、「**報告された個体識別番号は他の農家に配付されたものです。確認してください。**」とのエラーが発生することになります。

このため、平成29年7月から、新たに国内で耳標装着を行う輸入者に対し、所属団体を「動検」とする、もう一つの「輸入者マスタ」を登録することで、輸入届出に関するエラーの発生を解消させていただきました。

【従来】

	農家コード	所属団体	耳標装着場所	
			海外(肥育素牛)	国内(乳用種畜)
商社A	12354-67890	JLTA	○	
商社B	99999-88888	JLTA		○
Cミート	00000-12121	JLTA	○	



【29年7月〜】

	農家コード	所属団体	耳標装着場所	
			海外(肥育素牛)	国内(乳用種畜)
商社A	12354-67890	JLTA	○	
商社B	99999-88888	動検		○
Cミート	00000-12121	JLTA	○	
	00000-12111	動検		○

← 農家マスタの所属団体の変更

← 農家マスタの新規登録

【輸入者マスタ】の登録（一般的な管理者との主な違い）

牛トレサ制度では、牛の管理者ごとに氏名や住所等を記録した「農家マスタ」を作成しており、「輸入者」についても同様に登録。

「農家マスタ」には、1管理者に対し1所属団体※や耳標の配付方法等の設定が必須事項。

※所属団体とは、管理者に対する耳標等の配付や過不足のとりまとめをする団体で、当事者の実情に応じて、農協等の支援団体、地方公共団体等が設定

【一般的な管理者の農家マスタ 必須登録事項 例】

農家コード	名称	管理者住所	飼養地住所	所属団体	耳標配付の要・不要
XXXXX-67890	△△牧場	福島県西白河郡・・	福島県西白河郡・・	センター農協	必要

【輸入者マスタの必要登録事項 例】

農家コード	名称	管理者住所	飼養地住所	所属団体	耳標配付の要・不要
12345-XXXXX	商社A	東京都港区・・	同左 (公表:係留地の動物 検疫所)	－ 注1)	－ 注2)

注1) マスタ登録時は空欄としていただき、NLBCが「動検又はJLTA」と設定します。

注2) マスタ登録時は空欄としていただき、NLBCが「不要」と設定します。

6. 個体識別情報の有効活用

牛の個体識別情報に関する統計情報の公表

情報の種類	区 分	公表時期	集計範囲
飼養頭数	全国及び都道府県別(種別・性別・月齢別)	毎月	前月末時点
	市区町村別(種別)	10月	9月末時点
飼養施設数	全国及び都道府県別(種別)	毎月	前月末時点
	市区町村別(種別)	10月	9月末時点
と畜頭数	全国及び都道府県別(種別・性別・月齢別)	毎月	前月分(速報値)
	全国及び都道府県別(種別・性別・月齢別)	6月	前年度分
出生頭数	全国及び都道府県別(種別・性別・出生月別)	10月	前年度分
輸入頭数	全国及び都道府県別(種別・性別・月齢別)	10月	前年度分
死亡頭数	全国及び都道府県別(種別・性別・月齢別)	10月	前年度分

牛個体識別情報の有効活用

牛肉の流通・消費

- 牛の月齢確認システム（BSE検査対象の確認）
- JAS法に基づく国産牛肉の産地表示の確認
- 飼養管理情報システムとのリンク

家畜改良

- 牛群検定事務の効率化
- ホルスタイン登録協会の血統登録とのリンク
- 黒毛和種の枝肉情報データベースとのマッチング

畜産経営

- 動産担保融資の資産状況の確認
- 共済加入牛の飼養及び異動状況の確認
- 各種補助事業における牛飼養状況の確認

畜産施策

- 畜産統計・農業経営統計への活用
- 生乳出荷・肉用牛出荷動向の予測
- 国及び都道府県の畜産施策の基礎データ

原発事故対応

- 旧警戒区域の飼養牛の個体識別番号の公表
- 汚染稲わらを給与された可能性のある牛の検索
- 損害賠償請求のための繋養牛情報等の提供

- 
- ご清聴ありがとうございます。
 - 引き続き牛個体識別台帳への正確な記録にご協力よろしくお願ひいたします。